

第3回行財政構造改革委員会

と き 平成15年9月30日(火) 16:00から

ところ 北広島市役所 本庁舎 2階会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 協議事項

(1)行財政構造改革推進チームの検討状況について

政策評価推進チーム

市民参加・協働推進チーム

財政健全化推進チーム

補助金・交付金検討部会

受益と負担検討部会

財源確保の方策検討部会

民間活用(PFI)・コスト縮減検討部会

行政運営システムの改革推進チーム

行政の守備範囲・民間機能等活用検討部会

行政組織・職員定数・人事制度検討部会

行政サービス向上方策・人材育成手法検討部会

3 その他

1 協議事項

(1) 行財政構造改革推進チームの検討状況について

政策評価推進チーム

政策評価(事務事業評価)の進捗状況

- 6月 6日 ・ 行財政構造改革推進本部にて、実施要領を決定。
- 6月10日、11日 ・ 課長職(1回)と主査・スタッフ職(3回)に対する説明会開催。
・ 各部局で調書作成開始(7月18日締切り)。

今年度は、評価対象495事務事業のうち243事務事業(実施計画に計上されている16年度新規事業はすべてを対象)を評価。

- 7月17日～ ・ ヒアリング開始
(企画調整課と財政課スタッフによる合同チーム3班を編成。各課等を対象に170事務事業をヒアリング)

ヒアリングのポイント

調書記入内容の精査・指導

- ・ 目的や活動指標・成果指標等の設定について確認、協議。
- ・ 分かりやすい表現となっているか。

事務事業の課題や問題点の洗い出しと今後の方向性について議論。

- 8月27日 ・ 実施計画に計上されていない平成16年度新規の事務事業(政策的なもの)について評価調書の提出を各部局に依頼。(現在9件の提出あり)
- 9月下旬～ ・ 2次評価(案)を作成中。
・ 予算編成に向けて具体的活用方法検討。
- 10月中旬(予定) ・ 2次評価を審議。

参考～各部局が今回作成した評価調書3件～別紙

市民参加・協働推進チーム

【チームの検討課題としては次の3点】

市民参加に関する条例の制定に向けた具体的プロセス・手法の検討
NPO やボランティアなどとの協働の指針の策定などに向けた検討
インターネットなど情報基盤整備の充実や、わかりやすい行政情報の提供方法など、行政情報の共有化のあり方の検討

【検討経過について】

7月10日、第1回の推進チーム会議を開催し、行財政構造改革の推進方針等の説明と推進チームとしての検討課題及び検討スケジュールについて説明をしました。

検討課題及び検討スケジュールについて、事務局から、まずは「市民参加・協働とは」について、先進地事例を参考に2班で研究し、メンバー全員の認識を一致させた後に、先に地方分権研究チームがまとめた「市民参加条例」検討経過報告書をたたき台に、検討課題の条例制定プロセスをまとめ、その後、検討課題 と を並行して検討していくとのスケジュールを説明しました。

しかし、その後の質疑の中で、そもそも、何故、今後の行政運営で「市民参加」が重要な課題なのか、そもそも「市民参加：協働」についての認識が不足しているとの意見もあり、現在は各メンバーに、「市民参加：協働」に関する資料を配布し、メンバー個々に学習中です。

今後のスケジュールとしては、本市における市民参加の状況を踏まえ、分権時代における市民と行政の協働の必要性やあり方について、市民参加の前提となる情報の積極的な提供を含め、参加・協働に関するシステムづくりに向け、具体的な検討を進めていきたいと考えております。

【補助金・交付金部会】

1. 補助金・交付金の検証

補助金制度は、手続きの適正性、透明性、内容の公正・公平性、効果や必要性の面での妥当性、受領団体の運営の自主性などが保障されれば、効率ある行政の発展に寄与することができ、市民の福祉の向上に寄与できる。

一方、これらの要素のいずれかが欠如すれば、恣意的な行政、非効率で不透明な行政、また財政の硬直化を招く恐れがある。

そこで、本部会では、16年度からの補助金等制度の見直しを実施するための**基準づくり**を検討している。【15年度予算で全134件468百万円】

2. 検討作業

検討作業は、以下の点を確認しながら実施している。

- (1)根拠となる法令等の有無（法令等で対象団体、対象事業、対象経費、補助基準が特定されているか）
- (2)補助金等の分類として、国・道の制度に基づく補助、その上乘せ、市単独補助（実施の可否が義務的か、市の判断によるか）
- (3)補助金等の内容による分類として
団体運営費補助（団体の自主性・自律性は） 団体事業費補助（事業の公共性・公益性は） 委託的補助（市が直接経費で計上すべきか） 奨励的補助（事業の公共性・公益性は） 債務負担行為設定補助（設定終了時に廃止） 単年度補助（検討対象から除外）
- (4)事務局状況（補助団体にあるか、市にあるか）
- (5)補助の開始時期、終期設定の有無
- (6)補助目的、使途、補助金額算出方法、効果など

3. 今後の方向性

以下を検討課題として点検を実施中（概ね80%を終了）

- (1)補助金の使途を透明化するため、原則として運営費補助を事業費補助に切り替える。単に団体の日常的な運営に関する経費に支出されるべきではない。ただし、市が育成すべきと判断される団体については、補助の継続もある。
- (2)類似補助金の統合
- (3)市単独補助金における分野別の補助率の基準づくり
- (4)奨励的補助金は、一定の効果を見極めた中で、終期設定が必要（サンセット方式）
- (5)長期継続補助金は、見直し時期を明確化し終期設定が必要
- (6)債務負担行為補助金、条例に基づく補助金、国・道補助金、委託的補助金を除く補助金の申請を公募で実施、第三者機関による客観的な審査を実施し可否を決定する公募型補助金の検討
- (7)市に事務局のあるような独立した事務局体制のない団体には原則として補助しない

【受益と負担部会】

1、負担金の検証

現在の状況 当市が加入、参加している団体等（136件）に対して平成15年度では約108百万円の負担金額を計上している。

このうち、一部事務組合等（道央地区環境衛生組合ほか5団体）に対するものが94百万円とその大部分（約87%）を占めている。

負担金のうち建設償還金や災害補償、保険に係るものを除く。又、一部事務組合等には広域ごみ・夜間急病含む

今後の方向性 負担金は、「それぞれの目的達成のために他団体と連携する」性質から、他の構成団体と連携して事務事業の見直し若しくは経費の節減を要望する。

また、全体の中で5万円未満の負担金（78件=1.4百万円）については、情報収集手段となっているものは他の手法への移行、その他のものは加入効果を検討する。

2、使用料・手数料の見直し

現在の状況 当市の使用料・手数料は、3～4年サイクルで見直しを実施しているが、実態的には平成6年度に手数料徴収条例の一部改正以来、改定を行っていない。使用料と手数料の設定については、効率的な施設運営により利用者の理解が得られるもの及び利用する方としない方の均衡など公平性を確保することが必要である。

今後の方向性 使用料・手数料の積算過程や算定根拠の統一基準を明確にするとともに、公共施設等の維持管理経費の利用者負担のあり方について検討する。

その他の受益者負担については、社会教育系の参加料等・福祉系の利用料があるがこれらについても積算原価や算定根拠を検証すると共に明確化する。

また、現在、無償で提供している公共サービスで個別性の強いものなど受益と負担のあり方について検討を行う。

3、扶助費の見直し

現在の状況 国における社会保障制度改革が進められるなか、今後の福祉施策について将来のニーズや社会状況の変化にも対応できるよう柔軟性のある効率的で効果的な施策構築が求められている。

今後の方向性 現在実施している扶助的サービスのうち、国や道の基準を上回っているもの・国や道補助が打ち切りになったものを単独で実施しているもの・市独自の制度の3点について、A社会情勢の変化により必要性や効果が薄れていないか・B効果に対し、費用や手間が過大となっていないか・C他に似たような効果のある制度はないかについて検討する。

【財源確保の方策検討部会】

はじめに

地方分権が進展する中、自己決定・自己責任のもと、自治体が主体的な行政運営を進めるにあたって税財源を充実・確保することは、欠くことのできない要素である。

この部会は、自前の財源として税収の向上・新しい税源として法定外新税・新たな財源確保方策等について検討を進めた。が、抜本的には、国から大幅な税源移譲が必要である。

1 収納率向上対策のさらなる強化

現在の状況 平成12年度から3ヵ年連続して税収が減少し、他の収入の伸びに多くを期待できない状況の中で、税収を確保するには、現年度分の課税を確実に確保することに尽きるのであり、いかに滞納繰越を発生させないかである。

今後の方向性 徴収体制の強化(人的配置を含む) 税負担の公平性の観点から、厳正な滞納処分を行う市の姿勢の明確化(悪質滞納者の公表・行政サービスの停止・滞納処分に係る条例の制定等々) 現年分に対する徴収強化について検討を進める。

2 標準税率以外の税率による課税(超過税率の採用)

現在の状況 標準税率が定められている場合にも財政需用に応じて標準税率を超える税率(制限税率がある場合にはその範囲内)で課税することができる(超過課税)。

今後の方向性 超過課税は、既存の課税システムをそのまま活用することができ、一定規模の税収が期待でき、徴収コストについても支障とならないことから、超過課税の採用について検討を進める。

3 法定外新税(法定外普通税・法定外特別税)の創設

現在の状況 法定外新税制度が整備され課税自主権の強化が図られたことから、地域の実情に応じた財源確保が可能となった。

今後の方向性 市民の新たな税負担につながりかねない税源を模索することは、市民の行政サービスに対する受益と負担の意識を高め、行政の効率化につながることを期待できることなどから、新たな独自の税源のあり方等について、検討を進める。

4 その他の財源確保について

現在の状況 新たな税源の確保については、さまざまな課題があり相当な検討時間を要することから、市の施策として税以外による財源確保も必要である。

今後の方向性 市外からの転居者を増やす施策の展開。市外から市内に住宅を新築する者などに対する住宅建築費等の一部補助を行うことが考えられる。一時的に補助金の支出になるが、長いスパンで考えるとこれは税源の涵養につながるものと考えられる。 広告料の創出 市の広報紙やHPや証明書を入れて渡す「お待たせ封筒」などに民間企業のCMをのせ広告料を確保することなどが考えられる。 ミニ公募債の発行 住民が主人公となる財源確保の方法であり、公共施設整備に地域住民が投資することによりまちづくりへの参画意識が高まることを期待できる。また、自治体にとっては、銀行よりは低利で資金調達が可能であり、住民にとっては銀行の預金利子よりも高くかつ安定している自治体に投資できるなど双方の利点がある。しかし、償還期間などの課題もあり、今後、さらに検討を進めていく必要がある。 基金の活用 今後検討

【民間活用（PFI）・コスト縮減部会】

1 民間活用（PFI）の検討

現状及び今後の方向性

本市における具体的な事例が未定であるが、実際にPFIを導入するためには、導入の可能性調査から始まり、実施方針の策定、事業者選定、要求水準書（仕様書）等の手順を行うことになる。

このため、「PFI導入基本調査部会」からこれまでの取り組み状況等について報告を受け、今後の公共施設整備（更新含む）に係るPFI導入の基本的な方針の策定に向けての検討を行う。

（平成12年度に「PFI導入基本調査部会（事務局：当時；財政課・現在；財産契約担当）」及び「公共施設等に関するPFI導入検討部会（部会長：助役）」を設置）

2 公共コスト縮減への取り組み

現状及び今後の方向性

先進地の資料収集を行い、本市における公共コスト縮減の検討を行う。

今後、公共工事コストの縮減行動計画を策定し、その計画を推進するための専門組織（公共工事費縮減推進本部）を設置し、要綱素案の作成及び具体的な施策内容の整理を行うこと、また、本部の下部組織として専門部会等を設置し、積算基準等の見直し（単独費のみ）を検討する。

3 市有財産の有効活用について

現状及び今後の方向性

先進地の資料を収集するとともに、本市における遊休資産の実態把握を行ったところである。

今後、これらの資産の利活用について、直ちに利活用するもの、将来に利活用を図るもの、将来とも利活用しないものに区分し、将来とも利活用しないものの処分を検討する。

先進地の事例としては、行財政改革における実施計画の一部として、市有財産の現況調査、分類化、区分毎に処分基準策定し売却（民間活用・宅地建物取引協会等）を行っている。

行政運営システム改革推進チーム

【行政の守備範囲・民間機能等の活用検討部会】

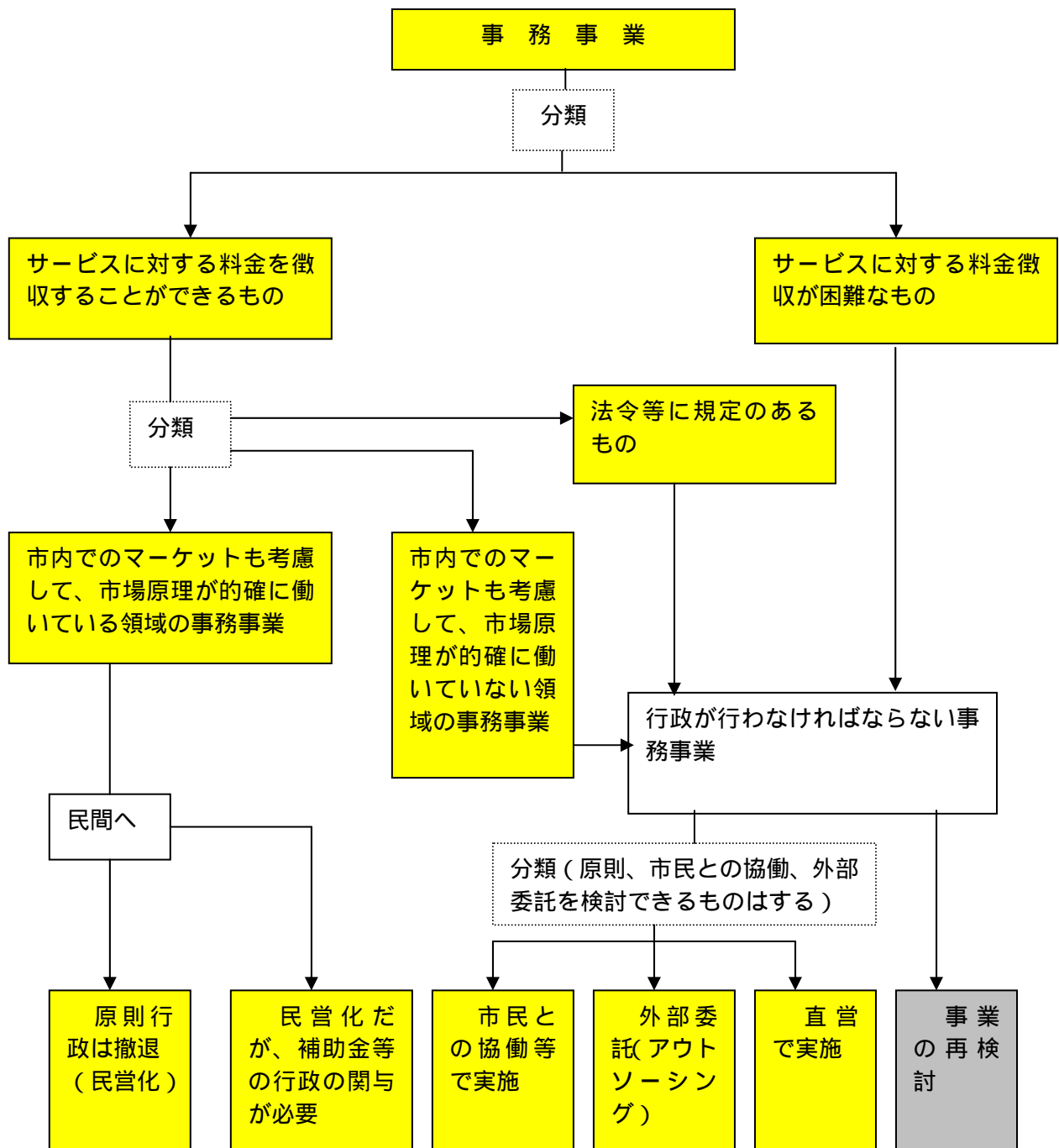
公共分野における行政の守備範囲の考え方

事務事業を経済学でいう排除原則が働くか否かを判断基準として原則2つに分類する。

排除原則とは、サービスのフリーライダー（ただ乗り）を排除することをいう。たとえば、高速道路には出入り口が限定されており、そこに料金の徴収所を設置することが可能である。しかし、一般の道路となると、すべての交差点に料金徴収所を設けることは事実上困難であるから、ただ乗りは排除できない。

基本的に料金を徴収できる分野はすべて民営化が可能であるとの考え方によります。

（仮称）行政の守備範囲検討フロー



「『民間でできるものは民間に委ねる』という考え方にに基づき、行政の守備範囲を最小限にとどめる。」「行政の関与が必要な場合、行政活動を行っている各機関は国民に対する『説明責任』を果たさなければならない。」…… これは政府が1997年12月に閣議決定した行政改革委員会の答申である。

上記のフローにより事務事業をふるい分けた結果、
、
に残った物を行政の守備範囲とするものである。

現在は今年度事務事業評価の対象となっている約250事業のうち、このフローに基づき試行的に24の事務事業に係るふるい分けを行い、概括的に整理すると、「
の原則行政は撤退」は4件、「
市民との協働等で実施」は2件、「
の外部委託」は10件、「
の直営で実施」は4件、「
の事業の再検討」は4件という結果であった。

今後さらに事業数を増やし、上記フローに基づくふるい分け作業を行い、フロー自体の適正性に検証を加えていく。

【行政組織・職員定数・人事制度 検討部会】

検討の進行状況報告

部会の会議は、7月28日から9月25日までの間に5回開催しました。できるだけ具体的な結論を目指して検討を行っていますが、現時点での進行状況は次のとおりです。

- 1 検討対象となるキーワードを整理し、下表のように2章 - 5節に分類しました。
- 2 次の基本的な知識やデータについて勉強しました。

専門的な用語 道内市の部門別職員数や人件費など 全国の類似団体の組織機構

- 3 第1章の「効率的」の意味について意見交換し、共通認識を深めています。

分 類		検討のキーワード又は具体策
第1章 簡素で効率的な 行政組織	第1節 効率的な組織	効率的な組織編成
		弾力的な組織運営の検討
		庁内分権の推進
		組織のフラット化
	第2節 施策を実現しやすい組織	政策推進機能の充実
		総合計画の施策体系に基づく組織
		経営戦略機能の強化
		少子高齢化等のニーズに対応する組織機構
第2章 職員定数の適正化 及び人事制度	第1節 職員定数	中長期的定員管理計画の策定
		職員定数推計の公表
		退職者補充に関する方針
		時間外勤務の抑制
		フレックスタイムの導入
	第2節 人事評価制度	職員の意欲、適正、能力を生かす人事システムの構築
		能力主義への転換
		人事評価制度の導入
		360度評価(上司、同僚、部下からの評価)の検討
		給与制度の見直し
	第3節 人材の活用	職員(特に新人)育成プログラムの検討
		女性職員の登用促進
		民間との人事交流
		管理職、専門職ポストへの民間人登用
		職員配置におけるポスト掲示型公募制導入の検討
		人事異動における自己申告制度の拡充
職種間異動の推進		
非常勤職員・臨時職員の有効活用		
ワークシェアリングの再検討		

【行政サービス向上方策及び人材育成手法検討部会】

行政サービスと今日的課題

1960年代からバブル崩壊までの経済成長期にかけては、税収及び地方交付税が順調に拡大するなかで、生活関連型社会資本の整備と福祉施策の充実が進んだが、その一方では、バラマキ的な行政サービスや給付も生まれた。そして、これに伴う行政の肥大化は、必然的に地方財政の膨張をもたらした。くしくもバブル崩壊後の長引く景気の低迷によって税は減収を続け、国からの地方交付税減額などから地方財政は危機的状况となってきた。社会のニーズをすべて行政需要として受け止め、応えていけるような財政の豊かさはもうない。

また、今日的課題としては、インターネットの普及によるIT社会が急速に進展していくなか、社会の少子高齢化は着実な進行を続けており、雇用、福祉、年金など社会経済に与える影響も次第に広がっていること、住民の価値観が多様化し、画一的なサービスから多様なサービス需用へと変化してきていることなどがあげられる。

部会の検討方向

最小経費で最大限の効果的な行政サービスを構築してくという行政運営の基本姿勢を踏まえつつも、行財政改革＝単なるサービスの切り捨て、縮小ということではなく、北広島市における行政サービスの質的向上を図るサービスのあり方というものを探っていきたい。また、多様化する住民ニーズや地方分権に対応した行政サービスなど行政課題に的確に対応できる人材の育成・確保の在り方について検討していきたい。

検討は、事務局（企画調整課）提供の先進自治体の取組み事例を参考に、次の枠組みで包括的に進めていくこととした。

- 窓口サービスの向上
- 行政の情報化と業務効率の向上
- 意思決定の迅速化
- 人材育成の推進
- その他

検討状況

これまでの主な検討内容は次のとおり

窓口サービスについての意見交換

- ・札幌市のコールセンターについて
- ・窓口サービスとITの活用について
- ・ワンストップサービスについて

他市のアンケート結果について意見交換

- ・夜間や休日のサービス充実
- ・支所や市民サービスセンターの充実
- ・1カ所で手続きができる（ワンストップサービス）
- ・苦情や要望に関して迅速に対応
- ・窓口手続きをもっと早くする
- ・各種相談窓口の充実

本市の窓口サービスの課題等について意見交換

- ・庁舎が分散（わかりづらい）
- ・業務の標準化（不十分）
- ・庁舎の機能（高齢者、障害者にとって利用が不便）
- ・行政情報ネットワーク（市内LANで職員へのPC配置が不十分）

窓口業務についての意見交換

- ・窓口業務の実態調査について

他自治体の行革事例と北広島市の取り組み状況
 行政運営システムの改革推進チーム(行政サービス向上方策及び人材育成手法検討部会)

検討区分	先進自治体の取り組み事例(企画調整課資料)	北 広 島 市			
		対応済	一部対応	未対応	対応状況
窓口サービスの向上	ワンストップ・サービス				
	窓口業務の時間延長				図書館(*火・水・木10:00~20:00/*金・土・日10:00~18:00) エルフィンパーク(*月-金7:30~19:30)
	窓口サービスの調査				
	公共施設の利用時間帯の改善				図書館(再掲*利用時間の延長) 保育園(*延長保育~7:30~18:30) 総合体育館(*火-日9:00~21:30)
	時差出勤・変形労働時間制度の導入による業務効率化				図書館(再掲*火・水・木は2交替制) エルフィンパーク(再掲*2交替制) 保育園(再掲*2交替制)
	郵便局との連携(各種証明書の発行) 出張所機能の強化				住民票等証明書の連絡事務、道路情報等の提供など(協定書)
行政の情報化と業務効率の向上	文書管理システムの構築				情報公開条例の制定に伴う文書管理規程の整備
	設計・積算システムの導入				独自システムの開発(建設部)
	保健福祉総合情報システムの構築				
	学校・保育園への財務会計システムの導入	*			*実施留保
	パソコン利用の向上				行政情報ネットワークの構築と庁内LAN
	文書処理手順の標準化				
意思決定の迅速化	入札・契約事務の電子化				
	意思決定迅速化の対応				
	電子決裁				
人材育成の推進	庁議活性化の対応				
	人材育成基本方針の策定				策定済
	人材育成型配置転換制度の検討				
	自治体独自の政策立案・法務能力の向上				法務研修の実施(初級・中級)
	民間企業との研修交流の推進				民間福祉施設等毎年派遣
	職員接遇能力の向上				接遇研修の実施
	職員提案制度の充実による職員の意識改革				平成7年度より実施
	専門職員の充実強化				
多様な人材確保の検討				民間企業経験者の採用	
その他	ISOの取得				
	地域住民との協働事業の展開				公園建設等に係るワークショップなど
	広域行政の充実				札幌広域圏一部事務組合への参画
	消防業務の広域化				
	公共施設の統廃合等の検討				
	審議会・委員会等のあり方の検討				委員等の選任基準
財政支援団体の検証				政策評価の実施	